

報告第3号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長 崎 県 知 事 平 田 研

令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,821千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 133,343	千円 △34,821	千円 98,522
	1 貸付金元利収入	133,343	△34,821	98,522
歳 入 合 計		155,160	△34,821	120,339

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 生活福祉費		千円 155,160	千円 △34,821	千円 120,339
	1 母子父子寡婦福祉費	155,160	△34,821	120,339
歳 出 合 計		155,160	△34,821	120,339